

川西町旧上水道施設解体工事 特記仕様書

令和3年9月
川西町役場事業課

【目次】

1. 総則
2. 解体工事範囲
3. 解体工事仕様

1. 総則

本仕様書は、川西町（以下、「発注者」という。）が発注する「旧川西町水道施設解体工事」（以下、「本工事」という。）に適用する。

本工事は、設計・施工一括（性能発注）方式により実施する。よって、本仕様書を含む設計図書は基本的内容について定めるものであり、工事を完遂するために必要とされる事項は、工事受注者（以下「受注者」という。）の責任においてすべて実施するものとする

1-1 工事概要

(1) 一般概要

本工事は、平成26年に廃止した旧川西町水道施設（川西町上下水道課）の解体工事を行うものである。

本工事に際しては、旧川西町水道施設の機器の種類・構成等を十分に理解したうえで関連法令・基準等に基づいた施工をするとともに、本工事に伴い発生する解体廃棄物等は、関連法令等に準拠して適正に処分するものとする。なお、本工事後、現状GLまで埋戻し、整地すること。

(2) 工事名称

旧川西町水道施設解体工事

(3) 工期

契約日から令和4年3月15日

(4) 工事場所

奈良県磯城郡川西町大字結崎地内

1-2 工事主要目

(1) 適用範囲

本工事は本仕様書、図面、廃棄物処理法及び労働安全衛生規則等の関連法令を遵守し解体撤去を行うものである。

なお、本工事は設計・施工一括（性能発注）方式により発注されるものであり、本仕様書等の発注図書に明記されていない事項であっても、本工事を遂行するために必要な工事、測定、周辺環境への影響の低減、作業従事者のアスベストのばく露防止、適正な廃棄物の処理等本工事の性質上、当然必要とされる全ての工事及び費用は、受注者の責任において全て負担しなければならない。

(2) 施設概要

施設概要を表1.1に示す。

項 目	旧川西町上水道施設
所 在 地	奈良県磯城郡川西町大字結崎
稼働停止年月日	平成29年 6月
解体撤去対象物	浄水施設、配水池、水道庁舎
その他対象施設	地下埋設物、外構等

(3) 公害防止対策

ア, 騒音・振動対策

本工事の施工時に発生する騒音, 振動について, 当該地域は騒音並びに振動規制法の指定地域外ではあるが施工にあたっては, 周辺環境保持に十分配慮すること。また, 本工事で使用する重機類等は, できるかぎり低騒音・排出ガス対策型にすること。

イ, 粉じん対策

本工事に伴う粉じん飛散による周辺環境への影響を防止するため, 作業場所を散水, 粉じん飛散防止処理剤等により常に湿潤状態を保つこと。また, 必要に応じて作業区域を隙間なくシート等で養生し, 周辺に飛散または散乱等の防止を図ること。

ロ, 水質・土壌汚染対策

本工事中の汚染物の飛散などによる二次汚染によって, 周辺土壌や地下水へ汚染が拡散しないよう土間コンクリート, 防水堤等を設置するなど十分な対策を講ずること。本工事等で発生した汚染水, 汚水, 機器等の洗浄水は, 循環利用または産廃処理を行い, 場外排水しないこと。湧水等については, 濁水処理を行い既存の排水路へ放流すること。

本施設内に残る滞留水, 灰, 汚泥, 薬品, 油類等については, 産業廃棄物として関係法令等に基づき, 適正に処分すること。

(4) アスベスト対策

本工事にあたっては, 事前調査等の結果に基づき, 建築材料内にアスベストが含まれているか否かを確認し, 含まれている場合は, 石綿障害予防規則(以下, 「石綿則」という。)等の関連法令を遵守し, 作業の安全確保及びアスベストの飛散防止として湿潤化及び隔離養生等の対策を行うこと。また, 石綿対策等を盛り込んだ作業計画を策定し, 関係官公庁に届出等をするとともに, この計画に従って施工すること

1-3 設計・施工方針

(1) 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、関係法令を遵守し、これを上回って設計、施工することを妨げるものではない。

本工事は、性能発注方式であるため受注者は、本仕様書及び図面等に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上当然必要とされる全ての工事及びその費用について、受注者が全て負担しなければならない。この場合、変更・追加に伴う請負金額の増減は行わない。

(2) 疑義

受注者は本仕様書又は工事施工中に不備や疑義が生じた場合には発注者に照会し、発注者の指示に従い、その内容を十分に了解したうえで施工する

(2) 変更

本工事は、本仕様書及び施工承諾図等に基づいて行うものとする。ただし、本仕様書の条件に対して変更を必要とする場合は、発注者と協議の上承諾を得て変更できるものとする。なお、基本的事項となるもの、技術上必要と認められるものについては、受注者の責任において処置するものとする。いずれの場合も受注者の責任において費用を負担し、実施しなければならない。

その他、本工事の施工にあたっての変更に関しては、発注者の定める契約条項によるものとする。

1-4 保証事項・期間

(1) 保証事項

ア. 性能保証事項

1) DXNs 要綱並びに関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体工事を受注者の責任において実施すること。

2) 「1.2.3 公害防止対策」を遵守すること。

3) 関係法令を遵守すること。

4) 搬出する廃棄物及び有価物は、廃棄物処理法、建設リサイクル法等各種法令を遵守し処分すること。

5) その他本仕様書に明記されている事項を遵守すること。

イ. 保証期間

本工事の保証期間は、引渡しの日より2年間とする。

1 - 5 提出図書

(1) 施工計画書（解体工事計画書）

受注者は、契約後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。なお、本工事の施工にあたり、施工計画書をあらかじめ発注者へ提出し、承諾を受けてから所轄労働基準監督署に計画の届出を行うこと。

ア. 施工計画書

- 1) 工事概要
- 2) 組織・体制表
- 3) 安全衛生管理計画及び体制
- 4) 仮設・準備工事施工計画書（施設養生計画，足場計画を含む）
- 5) 除染工事計画書
- 6) 解体工事計画書
- 7) 汚染物及び有価物の処理・処分及び搬出計画書
- 8) 専門業者，下請業者及び法的資格リスト
- 9) 使用機材リスト

イ. 工事工程表

ロ. その他必要なもの

1 - 6 実施設計図書及び施工承諾申請図書

受注者は、速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない

- (1) アスベスト調査報告書，同除去工事完了報告書
- (2) 施工要領書（各機器，建屋ごとの除染及び解体，廃棄物搬出要領）
- (3) 検査要領書
- (4) 数量計算書，設計書，検討書（必要に応じて）
- (5) 打合せ議事録
- (6) 施工図
- (7) 施工体制台帳
- (8) 工事進捗状況報告書（工事日報，工事記録写真等）
- (10) 週間工程表
- (11) 月間工程表
- (12) 関係機関等届出書
 - 1) 解体作業計画届
 - 2) 足場設置届（労働安全衛生規則第 88 条 1 項に基づき届出が必要な場合）
 - 3) その他法令に基づく届出

(13) その他必要な図書

1-7 完成図書

受注者は、工事の完成に際し、以下の完成図書を作成するものとする。

(1) 竣工図

- | | |
|-----------------------|----|
| 1) 仕上測量図を含む竣工図（製本）A3版 | 3部 |
| 2) 設計電子データ | 一式 |

(2) 工事記録簿等

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1) 特別教育記録簿 | 一式 |
| 2) 調査測定報告書 | 2部（正・副） |
| 3) 週間、月間工程表 | 一式 |
| 4) 出来高進捗状況表 | 一式 |
| 5) 保護具管理記録簿 | 一式 |
| 6) 安全衛生設備管理記録簿 | 一式 |
| 7) 機器管理記録 | 一式 |
| 8) 負圧管理記録簿 | 一式 |
| 9) 粉じん監視記録簿 | 一式 |
| 10) 工事写真帳（カラー）（着工前、工事中、完成） | 一式 |

(3) 廃棄物運搬処分報告書

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1) 建設廃棄物処理実績報告書 | |
| 2) 計量票、マニフェスト伝票 | |
| 3) 上記の集計表 | |
| 4) スクラップ取得費証明書、契約書の写し | |
| 5) フロン回収引取り証明書 | |
| 6) 中間処理、最終処分運搬経路の地図と施設搬入、処分状況写真 | |
| 7) 収集運搬、処理処分のブロックフロー | |
| 8) 業者委託契約書（写し | |

- | | |
|-----------------------|----|
| (4) 再資源化完了報告書 | 一式 |
| (5) 工事内訳書・精算書 | 一式 |
| (6) 出来形数量調書 | 一式 |
| (7) 出荷証明書・納品伝票及び数量リスト | 一式 |
| (8) その他発注者が指示するもの | 一式 |

1-8 施工立会検査

本工事の検査は以下により行う。

1-8-1 施工立会検査

受注者は、解体工事の進捗状況に応じて、工程の区切りごとに立会検査を受けなければならない。また、施工後に確認が不可能となる施工箇所については、その時点で立会検査を受けなければならない。分析対象試料の採取の場合にも発注者の立会いを要するものとする。なお、施工立会検査時に必要な資材、機材等は受注者の負担とする

1-8-2 使用機材等の確認

発注者が使用機材等の確認が必要と認める場合、受注者は、確認のために必要な資料の提出及び処置につき発注者の指示に従わなければならない。

1-8-3 完成（竣工）検査

本工事がすべて完了後、受注者立会いの上、完成（竣工）検査を行うものとする。完成（竣工）検査後、手直し、補修等の指示があるときは、受注者は、関係者協議の上、発注者の指定する期日迄に遅滞なく是正し、完成（竣工）させなければならない

1-9 正式引渡し

工事竣工後、正式に引渡しする。工事竣工とは、2.1に記載された範囲の工事をすべて完了し、また竣工図書も完納し、1.8.3による完成（竣工）検査により所定の品質が確認された時点とする。

1-9 その他

1-9-1 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、以下の関係法、要綱等を遵守すること。

- 1) 労働基準法及び同施行規則（昭和22年法律第49号及び昭和22年厚生省令第23号）
- 2) 労働安全衛生法、同施行令及び同施行規則（昭和47年6月8日法律第57号、昭和47年政令第318号及び昭和47年労働省令第32号）
- 3) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- 4) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（社団法人日本保安用品協会発行）
- 5) 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）
- 6) 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成26年6月）

- 7) 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境産発第 050330010 号平成 17 年 3 月 30 日）
- 8) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014（環境省水・大気環境局大気環境課）
- 9) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 30 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- 11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号）
- 12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 13) 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- 14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 15) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 16) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 17) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 18) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 19) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 20) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 21) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 22) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 23) その他関係する法令規制基準等

1-9-2 関係官公署の指導等

設計・施工にあたっては、関係官公署の指導等に従うこと。指導等を受けた場合、その内容及び対応等を記録して発注者へ提出すること。

本工事中に、所轄労働基準監督署が立入り調査等を行うことがあるので適切に対応すること。これに要する経費については、受注者負担とする

1-9-3 許認可申請

本工事において、関係官公庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合、受注者は、速やかに届出書類等（図面作成を含む）を作成し、あらかじめ発注者の承諾を受けてからその手続を遅滞なく行い、

完了後、発注者に報告すること。また、工事範囲において発注者が官公庁等への認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者はその書類作成に協力すること。これに要する経費については、受注者の負担とする。

本工事で必要と思われる届出等は以下のとおりである

- 1) 解体作業計画届（労働安全衛生法第 88 条及び安衛則第 90 条 5 の 3 項）
- 2) 足場設置計画届（労働安全衛生法第 88 条及び安衛則第 86 条）
- 3) 石綿除去作業計画届（安衛則第 90 条 5 の 2 項，石綿則第 5 条）
- 4) 特定粉じん排出等作業届（大気汚染防止法第 18 条の 6）
- 5) 再生資源利用促進計画書（実施書）（建設リサイクル法第 10 条）
- 6) その他必要な届出等

1-9-4 施工

本工事の施工にあたり、以下の事項を遵守すること。

(1) 安全管理

- 1) 工事の施工にあたって、安全管理に必要な組織体制を確立し、工事中の危険防止対策を十分行い、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めるとともに、関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずること。また、本工事の施工にあたり工事車両の搬入出口には、交通整理員を必要に応じて配置し、その他必要な場所にも配置すること。
- 2) 石綿則により石綿作業主任者技能講習を修了した資格者を石綿作業主任者として選任しなければならない。
- 3) 受注者は、アスベストについて石綿則等に基づき特別教育を行うこと。特別教育の内容及び受講者等を発注者に報告すること。
- 4) 各工程の施工に際し、資格者が必要とされる場合は、適切な有資格者を配置して労務災害等が発生しないよう安全を確保すること。

(2) 環境保全

- 1) 受注者は、本工事の施工にあたり、用地の地形及び地質を十分考慮し、環境の保全に十分配慮すること。
- 2) 工事期間中に発生する建設副産物は、適切に処理、処分又はリサイクルすること。
- 3) 工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下等の公害防止のため、低騒音、低振動及び地盤沈下を防止する工法を採用すること。

と。また、工事機械についても低騒音及び低振動の機材を積極的に採用すること。

4) 工事中に周辺環境に悪影響を及ぼさないように工法や防止策等につき、十分な注意を払い施工すること。

5) 工事用車両の車輪や車体に付着した土砂を十分落とした後退出すること。万一、道路等に土砂等の飛散が発生した場合は、受注者の責任において復旧すること

6) 工事期間中は、必要に応じて、構内入口付近にて高圧洗浄機を設置すること。

7) 工事期間中に発生する湧水や濁水は適正に処理し、排水すること。

(3) 現場管理

受注者は、関係法令等を遵守し、適正に現場を管理すること。また、現場内への関係者以外の立入を禁じ、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。万一、事故が発生した場合は、関係機関への連絡等適切な措置を講ずるとともに、事故の内容等の報告書を発注者に提出すること。なお、資材置場、資材搬入路、仮設事務所などの設置及び配置については発注者と十分協議した上で施工すること。

(4) 復旧

周辺施設等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、発注者へ報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(5) 周辺住民への対応

受注者は、工事にあたって周辺環境の保全に十分に配慮するとともに、周辺住民から工事への苦情等が寄せられた場合には、速やかに発注者に報告しトラブルが生じないように誠意をもって対応すること

(6) 損害の賠償等

工事にあたっては、近隣の建物や農作物等に損害を与えないよう充分注意し、万が一損害を与えた場合は、受注者において損害賠償を含めて適切に対応すること。

2, 解体工事範囲

2-1 工事範囲

本工事に定める工事範囲は、次のとおりとする。

1) 仮設工事（共通仮設，直接仮設）	一式
2) 機器解体工事	一式
3) 建屋解体工事	一式
4) 環境確認調査	一式
5) 発生材処分	一式
6) 整地工事	一式

2-3 残留物の除去

(1) フロン類使用機器

フロン類は，専門の回収業者に依頼して機器を撤去する必要がある

(2) PCB 使用機器

発注者が実施した PCB 使用機器の PCB 含有量測定結果を表 2.4 に示す。PCB 含有機器は，適切な処理処分を行う必要があり，PCB 廃棄物の収集・運搬を行う場合には，収集・運搬従事者に対し，PCB 廃棄物の収集・運搬についての教育を受けさせなければならない

(3) その他（什器等）

地内に存置されている備品及び什器類を表 2.5 に示す。

表 2.5 に示す備品・什器類の他，その他不要な備品及び什器類は全て撤去する

2-4 解体工事共通事項

受注者は，本施設の解体工事について，DXNs 要綱，石綿則におけるばく露防止対策要綱の解説，石綿飛散防止対策マニュアル等を遵守し，解体工法等を定めた解体工事施工計画書を作成すること。

また，解体作業計画の策定にあたっては，受注者の責任施工として，労働基準監督署と十分に事前協議し，指導を得て遺漏なきように作成すること。本仕様書に記載する調査結果以外で，労働基準監督署の指導等により調査が必要と判断された場合は，受注者の負担で，追加調査を行うこと。

本工事開始日の 14 日前までに解体作業計画届を，届出様式に必要事項を記載し，発注者が承諾した後に，所轄労働基準監督署に提出すること。

2-4-1 一般事項

1) 解体工事の方法及び実施は受注者の保有する技術による施工計画書に従って

実施すること。

- 2) 現場施工にあたり、施工計画どおり実施することが著しく困難な場合は、発注者と協議を行うこと。また、変更が生じた際は、速やかに所管の労働基準監督署に届け出ること。
- 3) 解体作業状況を現場事務所で確認できるものとする。

2-4-2 二次汚染等の防止

- 1) 解体工事による二次汚染及び周辺環境への影響がないよう十分配慮した計画とし、実施すること。
- 2) 作業者の安全衛生を確保した施工方法とし、安全衛生確保のための適切な設備を設置すること。
- 3) 工事範囲外への粉じんの飛散、汚水の漏洩、騒音・振動等が生じないよう、散水、防音シート養生等を行い、周辺環境に配慮すること。
- 4) 重機等の機材の搬入出による粉じん飛散を防止するため、除染作業中に重機等の搬入出を行わないこと。ただし、重機のセキュリティーゾーンを設置する等、万全の飛散防止対策がとられているのであれば、この限りではない。
- 5) 解体工事中に新たな汚染箇所が発見された場合は、速やかに当該箇所を隔離し、発注者に報告の上、再度除染作業を行う等の適切な処置を講ずること。

3. 解体工事仕様

3-1 仮設工事

3-1-1 共通仮設工事

(1) 仮囲の設置

受注者は、解体撤去工事に伴う粉じん等の飛散を防止するため、工事施工区域の適正な範囲に進入防止及び飛散防止等の目的で仮囲い等を設置すること。また、防音対策を兼ねること

(2) 工事用電力・電話・用水等

本工事に必要な工事用電源や電話、用水、排水等は、すべて受注者の負担で整備し、使用料金もすべて受注者の負担とする。

(3) その他

- 1) 現場事務所、作業従事者用駐車場、資材置場等は、原則敷地内に、発注者の承諾のうえ配置する。なお、工事範囲内に設置できないものについては、敷地外の用地（民間地を想定）を受注者の負担で場外に確保すること
- 2) 交通車両の通門における安全管理のため、安全標識等の看板や交通誘導員の配置により適切かつ安全に誘導すること。
- 3) 場内車両通行時に必要な敷鉄板を設置すること。

- 4) 場外外出時，道路汚染防止のため，タイヤ等洗浄を行う設備を備えること。

3-1-2 直接仮設工事

(1) 仮設足場の設置

受注者は，解体作業における作業者の安全確保のため，建物外等に足場を設置する場合は，労働安全衛生規則等の関係法令・基準に準じて計画・設置するものとする。また，官公庁等への届出が必要な場合は，発注者の承諾を得て届出を行うこと

(2) 密閉養生・流出防止対策

DXNs 要綱第 3 の 3 (7) ア及び石綿則を踏まえ，解体作業場所を他の作業場所から隔離するため，次のとおり密閉養生を行う

- 1) 養生シートは，防災シートとし，十分な目張りを行い，内部の粉じん等が外部に流出しないようにすること。
- 2) 管理区域内で作業している作業員が，その管理区域に応じた保護具を着用していることを十分に考慮して，足場等を設置すること。

(4) クリーンルーム（セキュリテールーム）の設置

DXNs 要綱第 3 の 1 (6) ア及び石綿則を踏まえ，労働安全衛生環境を確保するため，次のとおりクリーンルームを設置する。作業従事者の安全及び外部へのばく露を抑制するため作業期間中に設置するクリーンルーム（休憩室を含む）は，管理区域外の汚染の恐れがなく，管理区域内からエアーシャワールームを挟んで直接出入りできる場所に設置すること。また，必要面積を確保し，その内部には，うがい，洗面等ができる洗浄設備等のほか必要な設備を設置すること。

- ① 前室（足拭きマット等）
- ② エアーシャワー
- ③ 保護具管理室（保護具専用ロッカー，洗濯機等）
- ④ 保護具着脱場所（使用済保護具容器）
- ⑤ 洗面設備
- ⑥ トイレ
- ⑦ 更衣室（エアコン，ロッカー，温水シャワー等）
- ⑧ 休憩室等（エアコン，テーブル，椅子）
- ⑨ 喫煙場所（ただし，受動喫煙防止対策を実施すること）

(5) 解体作業室及び仮置ヤード設置撤去

DXNs 要綱第 3 の 3 (11) 及び石綿則を踏まえ，解体作業によって生じ

る排気，排水の飛散，流出を防止するため，建屋外で除染作業を行う必要がある場合には解体作業室を，施設内の汚染物を仮置きする必要がある場合は仮置ヤードを設置する。なお，土壌汚染対策（土間コンクリート打設，防水シート等），粉じん飛散防止対策（仮囲，屋根設置等）を施すものとする

- 1) 金属類等及び建設リサイクル法に則る項目等の有価物について，有価物等として搬出するための有価物仮置ヤードを必要に応じて設置すること。
- 2) 汚染物及び有価物等以外の廃棄物を仮置きする必要がある場合は，廃棄物仮置ヤードを設けること。
- 3) 有価物及び汚染物以外の廃棄物が，再汚染されることがないように配慮すること。
- 4) 工事完了後は現状復旧し，発生材も適正に処分すること。

3-2 除染工事

3-2-1 アスベスト含有建材除去工事

石綿則に準拠し，アスベストを含有する建材等の除去を行うこと

(1) 一般事項

アスベストを含有する塗材及びシール材の除染工事一式とする。成形板については，建屋解体工事において行う。

- 1) 仕上塗材（外壁及び一部内壁）
- 2) 石綿含有シール材
- 3) 断熱材，保温材

(2) 除去工法

1) 仕上塗材

アスベスト除去工法は，大気中への石綿粉じんの飛散性を優先的に考慮し，処理の効果，処理工法の特徴及び工法区分を総合的に判断して処理工法を選定すること。工法区分は，石綿則第6条第1項，または石綿則第6条第1項ただし書きに基づく同等以上の効果を有する処理工法とするが，隔離を必要としない工法であっても，周辺環境への影響を防止するため足場全体を隔離シート等で囲い養生し，粉じんの飛散防止すること。なお，粉じん飛散抑制剤等を噴霧し，吹き付け材の内部まで十分に浸透した後に除去を開始すること。

2) 石綿含有シール材

シール材は，設置時期，使用状態（使用流体，温度，圧力）等により，取り外すことを予定しているシール材の劣化状態が異なり，また取り外

す予定のシール材の箇所数も関係してくるので、この状況を調査した上で、作業の計画を立てる。基本は、湿潤化による飛散防止と呼吸用保護具による作業者の健康障害防止措置となるが、場合によっては、集塵・排気装置の利用やグローブバッグ方式による隔離の措置が必要になる。原則、動力機械サンダーによる除去は禁止であるが、劣化が著しく、固着したシール材など、フランジ等から容易にとりはずすことができず、やむをえず、動力機械サンダー掛けで行う場合、作業区域を設定し、その区域を隔離する必要がある

3) 断熱材、保温材

アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業において、当該特定建築材料を原形のまま取り外す等、掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する場合にあっては、作業場の隔離や作業場の出入口への前室の設置等までは義務付けられておらず、特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生することや除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること等が義務付けられている。

(3) その他

- 1) 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法施行規則第16条の4第1号に準拠し実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けること
- 2) 保護具の選定にあたっては、石綿則により選定し作業員に保護具を使用させること。
- 3) 仮設足場を転用する際は除去作業時に、汚損しないよう適切に養生すること
- 4) 除染作業期間中は、天井（屋根）及び囲い込み足場を適切に養生すること。
- 5) 作業所内の負圧状態は、作業指揮者等が差圧計を用い、適宜管理記録を取る。なお、負圧状態は適宜公表し、作業指揮者等が正圧になる恐れがあると判断した時点で直ちに作業を中止し、原因究明の調査を行い、必要な対策を講ずる。
- 6) 石綿則に定めるところにより、発生源を湿潤状態にすること。また、作業場内の汚水が周辺地盤等に浸透しないように状況に合わせて適切な対策を講ずること
- 7) 外壁仕上塗材等は事前調査の結果、下地調整材にアスベストの含有を確認している。「吹付け石綿」に該当するものとして、作業場所の隔離、

セキユリティーゾーンの設置，負圧集塵装置の設置を行い，周辺への拡散防止を確実にすること。

8) アスベスト含有建材において，飛散性を有する廃石綿等の処理については，廃棄物処理法に基づき，特別管理産業廃棄物として収集，運搬，処分等の基準に従い適正に処理をすること。

9) 特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿についても，廃棄物処理法，及び「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について（平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号）」の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従い，適正に処理をすること。

3-3 機器解体工事

3-3-1 一般事項

埋設配管及び配線等をすべて解体・撤去し，適正に処理・処分すること。

(1) 一般事項

機械設備，配管設備，電気設備，その他機械設備，機械架構及び点検歩廊の解体撤去工事一式とする。

- 1) 解体範囲の地中に埋設したケーブル，配管類等はすべて撤去すること。
- 2) 電気及び機械設備については分別を徹底し，再資源化等の実施が容易になるよう努めること。
- 3) 解体中の飛散防止対策として，散水等により湿潤状態を保つこと。

(2) 解体作業の実施

解体作業場所の管理区分に基づき作成した施工計画書の方法により作業を行うこと。作業場所の粉じん飛散防止，防音等のための仮設・養生を行い，粉じん防止対策等に十分留意すること。

3-3-2 機器解体工事

(1) 電気・機械設備解体

- 1) 機械設備，配管設備，電気設備，その他機械設備，機械架構及び点検歩廊等の解体撤去工事一式とする。
- 2) 解体作業に先立ち，機器，配管，ダクト，電気制御盤及び配線等の事前調査を行い，安全管理に留意し，工事の施工に伴う事故等の防止に努めること。
- 3) ポンプ等の小型機器は原形のまま搬出する。
- 4) 機械設備及び電気設備については，それぞれ種類別に分別を徹底し，再資源化等を含め，適正に処理を行うこと。

- 5) 解体作業は、落下の恐れがあるものから順次行うこと
 - 6) 機器解体作業で汚水、汚物等による異臭の発生を防止するため必要に応じて洗浄を行うこと。
- (2) その他設備の解体
- 1) エアコン及び室外機等の建屋外の付属設備を撤去すること
 - 2) 特定物質（フロン等）等を使用している特殊な機器等は、関係法令等に
従い専門業者にて適正に回収・処分をすること。また、発注者に引取証明
証等の写しを提出すること。
- (3) 建屋内機械設備解体撤去の確認
- 建屋内機械設備の解体撤去後、必要に応じて建屋内の二次洗浄を行い、
作業指揮者が必ず除去の確認を行うこと。

3-4 建屋解体工事

3-4-1 一般事項

- 1) 機器解体後に、解体撤去範囲図に示す範囲内の**基礎及び地下部分に
関してはGLより下で残置とする。**
- 2) 整地後、雨水の排除ができるようにすること。
- 3) 内装材等の解体撤去後に建築構造物の解体をすること
- 4) 解体廃棄物は、廃棄物処理法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき
分別すること。
- 5) 解体等に使用する建設機械は、騒音、振動の発生が少なく安全性の高い
ものを使用し、周辺に対する影響をなるべく抑えること。
- 6) 解体にあたっては、散水等を行い作業場所の粉じん等の発生を防止する
こと

3-4-2 地上部解体工事

基礎より上部の建築物を解体撤去すること。

- (1) アスベストを含有する建材等の解体
- 1) アスベストを含有する建材等の解体にあたっては、飛散性及び非飛散性
アスベストの有無についてあらかじめ確認し、石綿則及び労働安全衛生法
等を遵守し、適切な保護具の着用、湿潤化や作業場所の隔離等の作業計画
を策定すること。
 - 2) 石綿作業主任者を選任し、健康障害等の防止を図るため作業従事者へ特
別教育を行うこと。
 - 3) アスベストを含有する建材の除去は、可能な限り破壊または破断を伴わ

ない方法で行うものとし、原則として湿潤化した後、「手ばらし」とする。やむを得ず破碎しなければならない場合は、湿潤剤等の噴霧、散水等による飛散防止措置を講じ、十分に湿潤化した状態で作業を行うこと。

4) 非飛散性のアスベスト成形板は、他の内装材及び建具の撤去に先駆けて行い、可能な限り破壊または破断を伴わない方法で撤去する。撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と区別して保管するものとし、飛散防止の措置を講じる。

(2) 内装材解体工事

内装材解体前に蛍光灯の撤去、廃油等の回収を行い、安全を確認した後、内装材解体を開始する。内外の建具を撤去し、間仕切り壁や天井等の仕上材、床仕上材を撤去すること。撤去した内装材は、建設リサイクル法に基づく分別を行うこと。

(3) 鉄骨部分の解体

屋根折板及び屋根防水を撤去する。解体を行うにあたり解体重機の作業スペースを確保し、鉄骨は鉄骨カッターを装備した重機等にて解体を行うこと。

なお、アスベストがあった場合には、関係法令等を遵守して適切な処理を行うこととする。

(4) 鉄筋コンクリート造部分の解体

鉄筋コンクリートの解体を行うにあたり、解体重機の作業スペースを確保し安全な状態で解体を行うこと。

工事においては、周辺環境に悪影響を与えないよう振動、騒音等に十分注意して解体作業を行い、散水は十分に行うものとし、粉じんの発生を極力抑えるものとする

3-4-3 付帯設備及び外構解体工事

1) 解体工事に影響のある付帯設備及び外構解体工事は、発注者の承諾を得て先行して解体を行っても差し支えないものとする。

2) 外構施設は解体後の発生材種類ごとに分別し、関係法令に基づき適切に処理等を行うこと。

3-5 発生材処分

本工事で発生する廃棄物及び資源物は、廃棄物処理法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき、すべて受注者の責任において産業廃棄物、特別管理廃棄物、資源物等の種類に応じて分別し、適正に処理・処分・再資源化をすること。

3-5-1 廃棄物等の保管方法

解体作業中に発生する廃棄物は、一時保管するための十分なスペースを建築物内又は作業場所に近接する場所で確保し、汚染廃棄物は、石綿則、関係法令に基づき作業の妨げにならない場所に隔離・保管する。特別管理産業廃棄物が発生した場合は、資格を有する者を特別管理産業廃棄物管理者として選任する。

また、処理処分する廃棄物と有価物を区分けして保管する。特に、コンクリートがら等については、発生場所を明確にするとともに、再利用対象と処分対象を適正に分別して保管し管理する

解体工事で発生した、廃棄物は、種類ごとに分別し随時搬出処理する。

保管の方法は、特別管理産業廃棄物と一般産業廃棄物では保管方法が異なる。

電気設備の内、コンデンサ内に含まれる PCB、また仮設排水処理設備から出る汚泥が特別管理産業廃棄物に該当する可能性が高い。これらの廃棄物は、ほかの産業廃棄物と分離して、保管する必要があるため、保管容器から流出しないように、ドラム缶等に詰め込み、あるいは防水型のフレコンバック等に入れて貯留することとする。保管場所は、床がコンクリートで、雨風が入らない箇所か、そのような構造を外部に設置したものとす

る。

解体工事では、有価物と処分すべき廃棄物が混在して発生するため、環境の保全と循環型社会形成の観点から関連の法令に準拠して、適正に取り扱い、処分または再利用を行う。

3-5-2 廃棄物仮置きヤード

解体工事に伴い発生した廃棄物の保管は、廃棄物処理法の保管基準に従って行うことになる。具体的には以下のような項目があげられる。

仮保管場所である旨とその他の必要項目を表示した掲示板を設置し、周囲に囲いを設けた保管施設により保管する。

- 1) ビニールシートで覆ってロープかけ又は容器等に入れて、廃棄物の飛散及び流出を防ぐ。
- 2) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに周囲から雨水が流入しないように排水構を設ける等の措置を講ずること。廃棄物の保管底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等を地下に浸透させないため、シート等の不透水性の材料で覆う等の措置を講ずること。

3-5-3 廃棄物の収集、運搬及び処分

- 1) 廃棄物等の収集、運搬及び処分業者は、廃棄物処理法に定める事業許可の者とする。なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認するとともに、特別管理廃棄物が他の物と混合することがないようにする。
- 2) 廃棄物等の運搬及び処分等を委託する場合は、廃棄物処理法その他関係法令等の規定により委託先ごとに個別に書面で行う。なお、運搬及び処分を委託した場合は、廃棄物の処理状況に関する確認を行ったうえで、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。
- 3) 廃棄物の収集、運搬及び処分は、マニフェストを交付し、収集、運搬及び処分が適正に行われるよう管理監督を行い、最終処分が終了したことを確認し、マニフェストの写しを提出する
- 4) 特別管理産業廃棄物は、運搬または処分を委託しようとする者に対し、特別管理廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理廃棄物を取扱う際に注意すべき事項を通知する。
- 5) 廃棄物は、廃棄物処理法に定める処分の基準、最終処分場の維持管理の基準に従い、廃棄物の種類に応じて適正に処分する。
- 6) 廃材搬出時及び受入場所等の写真を撮影する
- 7) アスベスト含有製品は「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」等の関係法令・基準を遵守し、適切に処分する。

3-5-4 再資源化等

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月改正建設事務次官通達）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針（平成22年版）等に基づき、発生抑制、再利用、適正処理に努める。

- 1) 工事により発生した建設廃棄物は、発生量そのものを削減し、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出を極力抑制する。また、搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめる
- 2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による再資源化等完了報告書等を提出する
- 3) 建築物から除去した廃石綿等は、再利用又はそれを目的とした譲渡

若しくは提供を行わない。

- 4) 本工事において生じた特定建設資材廃棄物は、種類に応じて分別し、建設リサイクル法その他関係法令等に従い、可能な限り再利用、再資源化等に努める。

3-6 整地工事

計画地盤高さにあわせて整地したうえで、バックホウで転圧するものとする。